

(12) 県営土地改良事業造成ダムに係る事業の
負担割合について

県有土地改良財産のダムに係る事業の負担割合について

平成28年 6月 9日

農村振興課地域計画班

農村整備課水利施設保全班

1 県有土地改良財産となっているダム

県営土地改良事業（以下、県営事業という。）で築造したダム及びため池（流水貯留機能を持つものに限る。）等の基幹的な土地改良財産は、「土地改良財産の管理及び処分に関する規則（昭和47年8月1日宮城県規則第54号）」第17条に基づき土地改良区等への譲与が認められないことから、県有土地改良財産として県が所有者となる。

現在、県営土地改良事業で築造され県が所有者となっているダムは、栗駒ダム（栗原市栗駒）、菅生ダム（大崎市岩出山）、宿の沢ダム（栗原市高清水）、川原子ダム（白石市）、村田ダム（村田町）の5施設となっており、栗駒ダムは県が自ら管理も行っているが、外の4ダムは受託者との協議が整い管理委託されている。

2 県有土地改良財産のダムに係る農業農村整備事業の負担割合の取扱

(1) 負担割合の取り決め

現在、施設等を新しく造る「建設の時代」から建設された施設等を賢く使っていくという「管理の時代」へ変遷しつつあり、ダムについても、かんがい排水事業のように新設・変更する事業のみならず、ストマネ事業のように施設の長寿命化を図るための事業等が創設されてきている。

平成19年度に「農業農村整備事業に関する負担割合の見直し」が行われ、適用してきた従前の負担割合も原則として国のガイドラインに従った負担割合とされ、それまでに取組実績があった事業及び管理計画で取組が見込まれていた事業等について、それぞれ負担割合を検討・見直して現行の負担割合とした。

その際、県営事業により県有土地改良財産となるダムの新設・変更に係るかんがい排水事業は、国のガイドラインに従った負担割合としたが、既に県有土地改良財産となっているダムの長寿命化対策事業及び防災事業については、補助残分を県が負担することとした。

(2) 機能保全対策による施設の長寿命化と防災・減災を目的とする事業の場合

負担割合決定後、栗駒ダムについては新規事業を実施してきており、事業に要する費用（補助事業を活用する場合は補助残分）は全て県負担としている。

栗駒ダム以外の4ダムについてはこれまで事業実績がないものの、事業管理計画に位置づけられているとおり施設の長寿命化のために基幹水利施設保全型事業が予定されている。

また、今後は地域の実情に応じた防災・減災に資する事業の実施も想定される。

県有土地改良財産であるダムについては、機能保全対策による施設の長寿命化や防災・減災を目的とする事業の実施に当たり、県管理か管理委託かの管理区分により負担割合の適用が変わるものではない。

については、調査計画事業を含めて新規事業に取り組む際には適切に事業を実施するよう留意願いたい。

県有土地改良財産(ダム)に係る農業農村整備事業の負担割合の代表例について

事業名・区分			負 担 割 合									
			ガイドライン				宮城県					
			国	県	市町村	農家	適用	国	県	市町村	農家	備考
水利施設整備事業	基幹水利施設整備型	旧かん排	50	25	10	(15.0)	ダムの新設・変更	50	25	10	15	現行の負担割合
	基幹水利施設保全型	旧基幹ストマネ	50	25	10	(15.0)	県有土地改良施設 (ダムに限る。)	50	40	10	(0)	条例による結果
農地防災事業	ため池等整備事業	大規模	55	28	11	(6.0)	県有土地改良施設 (ダムに限る。)	55	45	—	—	現行の負担割合
県単調査計画事業	実施計画策定事業	機能保全対策又は 防災・減災					県有土地改良施設 (ダムに限る。)		100	—	—	今後の負担割合

※ ダムの新設・変更については、県営土地改良事業条例附則2により分担金は実質発生しない。

※ 県有土地改良財産(ダム)の県単調査計画事業は、維持補修枠(県予算：公維)で確保する。

(別紙)

県有土地改良財産以外の県営土地改良事業造成ダムに係る事業の負担割合について

平成29年 11月22日

農村振興課 農村整備課

1 県有土地改良財産となっているダムの負担割合の経緯

現在、県営土地改良事業で築造され県が所有者となっているダムは、栗駒ダム（栗原市栗駒）、菅生ダム（大崎市岩出山）、宿の沢ダム（栗原市高清水）、川原子ダム（白石市）、村田ダム（村田町）の5施設となっており、これら施設の事業実施時負担割合については、平成28年6月9日付け事務連絡により、補助残分を県が負担することとしている。

2 県有土地改良財産以外の県営土地改良事業造成ダムの経緯

県営土地改良事業で築造したダム及びため池（流水貯留機能を持つものに限る。）等の基幹的な土地改良財産は、「土地改良財産の管理及び処分に関する規則（昭和47年8月1日宮城県規則第54号）」（以下、規則という。）第17条に基づき土地改良区等への譲与が認められていない。

しかし、規則が施行される以前に築造されたダムについては、土地改良区等へ財産譲与されており、昭和11年に築造された嘉太神ダム、昭和12年に築造された孫沢ため池、昭和24年に築造された愛子ため池は、いずれも県営土地改良事業で築造されたものであるが、現在、施設の所有者は各々、大和町外3市3町村組合、鳴瀬川土地改良区、仙台市となっている。

孫沢ため池及び愛子ため池は、ため池として築造されたが、河川法の改正（昭和39年の河川法改正・昭和51年の河川管理施設等管理令制定によってダムの基準が統一化）によりダム扱いとなっている。

3 県有土地改良財産以外の県営土地改良事業造成ダムの取扱い

嘉太神ダム、孫沢ダム、愛子ダムは、いずれも県営土地改良事業で築造されたものであり、他の県有土地改良財産であるダムと性質を異にするものではなく、さらに嘉太神ダムは当初からダムとして築造されたものであることから、今後は県有土地改良財産となっているダムと同様に取り扱うものとする。

また、孫沢ダム及び愛子ダムについては、今後、事業の実施が必要になった際に施設所有者から県有土地改良施設であるダムと同様な取扱いを行うべき等の要請があった場合は、県の財政状況等を勘案の上検討し、嘉太神ダムと同様に取り扱うことができるものとする。

4 事業の適用

上記3ダムを県営事業として実施する場合は、施設の長寿命化及び防災減災を目的にした事業としているため、維持管理及び部分的な補修や塗装など維持管理の範疇と判断される内容のみの場合は対象外とし、ダムとしての基幹的施設（堤体、取水施設、洪水吐け等）の更新や大規模補修及びそれに付帯する工種を行うものを対象とする。

ただし、調査計画事業については、既に所有権が移転していることから施設所有者からの委託をもって受託調査として実施し、応分の負担を求めるものとする。

また、災害復旧事業として実施する場合は、「県営災害復旧事業採択内規」及び「県営災害調査設計業務取扱い」により判断し実施するものとする。

なお、実施する事業種の決定については、採択要件を満たすことは勿論の上、市町村や県の負担金額にも配慮しながら選定するものとする。